

令和6年度北本市障害者グループホーム運営費補助事業募集要項

1. 事業の目的

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができる場を確保するため、本市に新たに設置するグループホーム（共同生活援助）の運営に要する経費の一部を補助することにより、グループホームの整備促進を図ることを目的とします。

2. 募集の概要

○申請資格

(1) 補助対象事業

本市において新たに設置されるグループホームを対象とします。

なお、「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を実施する住居をいいます。

(2) 応募することができる団体

グループホームを運営するために、法令に定められた要件を備えた社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人等とし、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者とします。

(3) 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費とし、市内においてグループホームを運営するために要する人件費、運営費その他グループホームの運営に関する費用。

ただし、次に掲げる経費については補助の対象としません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 土地の買取り及び整地に要した経費② 既存建物の買取り及び解体に要した経費③ グループホームの建築に要した経費④ 入居者個人が負担すべき居室における設備等の設置に要した経費 |
|--|

(4) 補助金の額

- ・ 1施設につき1回のみ
- ・ 定員1人につき1万円×10人（上限）×12月＝120万円（上限）

補助額は、市内において新たに障害者に共同生活援助を提供する施設の定員について、一月につき一人当たり1万円とします。この場合において、当該定員は、補助金の交付決定日時点での県の事業所指定における利用定員数とします。

ただし、月額10万円を限度とし、1施設につき12月を限度（最大120万円）

とします。また、補助金交付申請・決定は年度毎に行い、当該年度内に12月に満たない場合は、翌年度に追加の交付申請・決定が必要となります。ただし、上記限度額に関わらず申請年度における予算の範囲内とします。

- (5) 募集事業所数
予算の範囲内

○補助の条件

- (6) 補助を受けるための条件

次の①～⑧の要件をすべて満たしていることを補助の条件とします。

- | |
|---|
| <p>① グループホームが、法に基づく指定等の手続きに関し、県の所管部署と協議済み（もしくは協議中）であること。</p> <p>② 補助金の交付を受け整備したグループホームを、整備を行った翌年度から起算して、5年以上継続して運営すること。</p> <p>③ 建築基準法、都市計画法等の関係法令に基づく手続き等に関し、所管官庁と協議済み（もしくは協議中）であること。</p> <p>④ 事業用地が確保されていること、または、取得の見込みが確実であること。</p> <p>⑤ グループホームの運営事業者と建物所有者が異なる場合、両者の間で建物の改修内容や事業開始後の諸条件（家賃等）について、合意していること。</p> <p>⑥ 事業を補助金交付決定年度内に開始できること。</p> <p>⑦ 資金計画が確実であること。</p> <p>⑧ 地域住民への説明等 地元自治会の代表者に事業計画を説明すること。また、地元自治会の代表者の意向など必要に応じて近隣住民に対する説明会を開催し、事業開始後、利用者が不測の損害を被ることが無いよう留意すること。</p> |
|---|

3. 応募方法

- (1) 申請書類の提出

次に掲げる書類に必要事項を記入し、市役所1階の障がい福祉課まで持参してください。

申請時に必要な書類（市指定様式は障がい福祉課にて配布）

- | |
|---|
| <p>① 補助金交付申請書（市指定）</p> <p>② 事業計画書（市指定）</p> <p>③ 事業概要書（市指定）</p> <p>④ 補助対象事業に係る事業費の内訳が記載された収支予算書等</p> <p>⑤ 補助対象者の定款、寄付行為等の根本規則を定めたもの</p> <p>⑥ 法の規定に基づき、共同生活援助の事業所指定を受けるために県に提出した（する）書類の写し</p> |
|---|

⑦ 建築基準法、都市計画法等の関係法令に基づく手続きのために、所管官庁に提出した（する）書類の写し

※ 郵送による提出はできません。

※ 提出に際しては、必ず事前に電話予約のうえで来庁願います。

(2) 事業開始の時期について

補助金の交付を受けようとする場合は、市から補助金の交付決定が通知された日以降に事業を開始してください。

ただし、事業の効率的な実施を図るため、または、その他やむを得ない特段の事情により、補助金の交付決定前に事業を開始する必要がある場合は、理由書（任意様式）を提出してください。

なお、交付決定前に事業を開始する場合には、審査の結果、交付決定前に開始した事業が補助金交付の対象とならなかった場合も、市では一切の保証、補てん等をしないものとします。

(3) 申請書類の受付期間

令和6年5月22日（水）から令和7年1月31日（金）まで

上記期間内の土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、提出に際しては事前連絡を行うこと。

4. 審査（選考）方法

提出された申請書類の内容について、書類審査により補助対象事業としての適否を判定し、補助対象事業者を決定します（先着順）。

○審査・選考基準

- ・北本市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱及び本募集要項に規定する申請資格を満たしているか
- ・北本市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱及び本募集要項に規定する補助の条件を満たしているか
- ・事業計画が確実に実施される見込みのあるものであるか
次に掲げる事項により、サービス提供に支障がないと判定された事業者
 - ①他市町村において共同生活援助を提供している事業者
 - ②市内外において、障害福祉サービスにおける居住系サービス、または、介護保険における施設系サービスを提供している事業者
 - ③定員に対する入居予定者に北本市に住所を有する障がい者の割合が高い事業者
 - ④事業開始後において、北本市に住所を有する障がい者を優先募集する事業者
 - ⑤定員数の多寡
 - ⑥北本市における今後の障害福祉サービス等の事業展開の見通し

5. 審査結果の通知

審査結果は、応募者（申請者）に対して書面にて通知します。

6. 応募・申請の流れ（予定）

①要項、申請書等の配布

令和6年4月1日（月）



②応募申請

令和6年5月22日（水）から令和7年1月31日（金）まで
ただし、予算額に達し次第、終了となります。



③審査（選考）

おおむね14日間程度



④補助金交付内示

審査後、7日間程度



⑤補助金交付決定

申請受付から30日間程度



⑥事業開始

補助金交付決定日以降



⑦補助金交付請求

事業開始日以降



⑧補助金実績報告

補助決定年度終了後2月以内

7. その他注意事項

- ・ 応募、申請に際し、提出された書類は返却いたしません。
- ・ 提出された書類について、北本市情報公開条例に基づき公開の請求があった場合は、個人情報に該当する部分を除き、公開することとします。

8. 問い合わせ、提出先

北本市役所 障がい福祉課 相談支援担当（庁舎1階）

〒364-8633 北本市本町 1-111

TEL 048-594-5535

FAX 048-593-2862